

平成 17 年度食品安全委員会運営計画のこれまでの実施状況について（未定稿）

（平成 18 年 1 月 31 日現在）

項 目	記 載 事 項	こ れ ま で の 実 施 状 況
第 1 平成 17 年度における委員会の運営の重点事項	1 食品安全委員会（以下「委員会」という。）は、食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）に定める食品の安全性の確保についての基本理念及び施策の策定に係る基本的な方針並びに食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定。以下「基本的事項」という。）を踏まえ、同法第 23 条第 1 項の所掌事務を円滑かつ着実にを行う必要がある。 2 平成 17 年度においては、特に、 - 委員会及び各専門調査会の計画的かつ効率的な運営をより一層推進する - 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討を行うとともに、新たに食品健康影響評価技術研究を開始するなど、委員会の主体的な取組の更なる推進を図る - 全国各地で開催する意見交換会の運営方法の向上に努めるとともに、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進める - 特に国民の関心が高いテーマに配慮しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、国民に対する正確でわかりやすい情報の迅速かつ適切な提供をより一層推進する - 食品安全総合情報システムの一層の整備を図ることにより、国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理を進めることとする。	平成 17 年度食品安全委員会運営計画に基づき、本年度において委員会及び各専門調査会の計画的な運営に努めるとともに、次の事項を重点的に推進した。 また、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討については、企画専門調査会において審議を行い、案件候補として「メキシコ、チリ、中国産牛肉等」について委員会に報告することを決定した。さらに、食品健康影響評価技術研究については、平成 17 年度の研究事業として食品の安全性の確保に関する 7 研究領域において 8 課題を採択するとともに、平成 18 年度の研究事業として 5 研究領域を採択した。 効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発を進めるため、リスクコミュニケーション専門調査会において、各専門委員等がそれぞれ消費者団体、食品関連事業者、生産者、学識経験者等の立場から、リスクコミュニケーションの取組について順次報告を行い、現在行っているリスクコミュニケーションの課題、改善点等について審議を行っており、こうした審議を踏まえて意見交換会の運営方法の向上に努めている。リスクコミュニケーション専門調査会では、今後も引き続き手法の開発のための審議を重ねていく。さらに、食品健康影響評価技術研究において、効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方等についての研究を実施するとともに、諸外国におけるリスクコミュニケーションの状況やリスクコミュニケーション技術等に関する調査を実施している。 このほか、ホームページの充実や季刊誌の発行等を通じ、BSE や魚介類等に含まれるメチル水銀など国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の提供に努めている。 また、平成 16 年度より整備を進めている食品安全総合情報システムについて、本年 6 月 1 日より一部運用を開始し、当委員会のホームページに公開しており、今後も国内外の食品の安全性の確保に関する情報の蓄積・整理を進めていく。
第 2 委員会の運営全般	1 会議の開催 ① 委員会会合の開催 原則として、毎週木曜日 14 時から、公開で、委員会会合を開催する。 ② 企画専門調査会の開催 委員会の運営全般について、幅広い観点から定期的に点検し、改善提案を行えるようにするため、平成 17 年度中に以下のとおり 6 回開催する。 平成 16 年度食品安全委員会運営計画（平成 16 年 4 月 1 日委員会決定）のフォローアップ、平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書の審議（平成 17 年 5 ～ 6 月ご	本年度においては、40 回の委員会会合を、原則として毎週木曜日 14 時から開催し、これらすべてを公開で開催している。 企画専門調査会においては、平成 17 年 6 月 16 日に第 10 回会合を開催し、平成 16 年度食品安全委員会運営計画のフォローアップを行い、平成 16 年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議を行った。 また、9 月 1 日及び 11 月 7 日に第 11 回及び第 12 回会合を開催し、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定を行い、案件候補として「メキシ

ろ) ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年8～9月ごろ） ・ 平成17年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告・審議（同年10～11月ごろ） ・ 基本的事項のフォローアップ（平成18年1月ごろ） ・ 平成18年度食品安全委員会運営計画の審議（同年2月ごろ） ・ 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補の検討・選定（同年3月ごろ）	コ、チリ、中国産牛肉等」について委員会に報告することを決定した。 さらに、第12回会合において、平成17年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告を行うとともに、平成18年1月25日に第13回会合を開催し、基本的事項のフォローアップを行った。																														
③ リスクコミュニケーション専門調査会の開催 おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、以下の事項について調査審議する。 ・ 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」（平成16年7月1日委員会決定）において今後の取組と活動の方向として掲げられている諸課題を踏まえ、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発や委員会が開催した意見交換会の評価について調査審議し、随時、取りまとめ ・ 平成17年度に実施したリスクコミュニケーションの総括（平成18年3月ごろ）	本年度においては、リスクコミュニケーション専門調査会を8回開催した。その中で、効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発について審議を重ねている。 さらに、平成17年7月15日に食育基本法が施行されたことに伴い、8月1日の第16回会合において、食育に貢献するための食品安全委員会の役割について審議を行うことが決定され、平成18年1月13日の第21回会合において、食育基本法に基づく食育推進基本計画の骨子案についての意見交換が行われた。																														
④ 緊急時対応専門調査会の開催 食中毒に関する個別の緊急時対応マニュアルの策定後、おおむね1～2ヶ月ごとに開催し、他の危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルの検討を行う。	本年度においては、緊急時対応専門調査会を6回開催した。その中で、過去の食品事故等に関わる対応事例についてのケーススタディを行いながら、食中毒以外の主要な危害要因ごとの緊急時対応マニュアルの策定について検討したが、12月12日の第16回会合において、食中毒以外の危害要因については、個別に作成する必要はなく、普遍的な事態に対応できる一本化した緊急時対応マニュアルとするため、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒対応指針」を改訂することが決定された。																														
⑤ 食品健康影響評価に関する専門調査会の開催 危害要因ごとに食品健康影響評価を行うため、必要に応じ、随時、各専門調査会を開催する。	平成17年4月から平成18年1月31日までの各専門調査会の開催回数は以下のとおりである。 <table border="0"> <tbody> <tr> <td>・ 添加物専門調査会</td><td>9回</td></tr> <tr> <td>・ 農薬専門調査会</td><td>13回</td></tr> <tr> <td>・ 動物用医薬品専門調査会</td><td>18回 ※</td></tr> <tr> <td>・ 器具・容器包装専門調査会</td><td>一回</td></tr> <tr> <td>・ 化学物質専門調査会</td><td>1回</td></tr> <tr> <td>・ 汚染物質専門調査会</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>・ 微生物専門調査会</td><td>8回</td></tr> <tr> <td>・ ウイルス専門調査会</td><td>5回</td></tr> <tr> <td>・ プリオン専門調査会</td><td>13回</td></tr> <tr> <td>・ かび毒・自然毒等専門調査会</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>・ 遺伝子組換え食品等専門調査会</td><td>12回</td></tr> <tr> <td>・ 新開発食品専門調査会</td><td>11回</td></tr> <tr> <td>・ 肥料・飼料等専門調査会</td><td>3回 ※</td></tr> <tr> <td>・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会</td><td>2回</td></tr> <tr> <td>・ 新開発食品・添加物専門調査会合同WG</td><td>4回</td></tr> </tbody> </table> ※印については、合同専門調査会の開催回数を除外している。	・ 添加物専門調査会	9回	・ 農薬専門調査会	13回	・ 動物用医薬品専門調査会	18回 ※	・ 器具・容器包装専門調査会	一回	・ 化学物質専門調査会	1回	・ 汚染物質専門調査会	2回	・ 微生物専門調査会	8回	・ ウイルス専門調査会	5回	・ プリオン専門調査会	13回	・ かび毒・自然毒等専門調査会	2回	・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	12回	・ 新開発食品専門調査会	11回	・ 肥料・飼料等専門調査会	3回 ※	・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会	2回	・ 新開発食品・添加物専門調査会合同WG	4回
・ 添加物専門調査会	9回																														
・ 農薬専門調査会	13回																														
・ 動物用医薬品専門調査会	18回 ※																														
・ 器具・容器包装専門調査会	一回																														
・ 化学物質専門調査会	1回																														
・ 汚染物質専門調査会	2回																														
・ 微生物専門調査会	8回																														
・ ウイルス専門調査会	5回																														
・ プリオン専門調査会	13回																														
・ かび毒・自然毒等専門調査会	2回																														
・ 遺伝子組換え食品等専門調査会	12回																														
・ 新開発食品専門調査会	11回																														
・ 肥料・飼料等専門調査会	3回 ※																														
・ 動物用医薬品・肥料・飼料等合同専門調査会	2回																														
・ 新開発食品・添加物専門調査会合同WG	4回																														

	2 平成16年度食品安全委員会運営状況報告書及び平成18年度食品安全委員会運営計画の作成 ① 平成16年度食品安全委員会運営状況報告書の作成（平成17年5～6月ごろ） 平成16年度食品安全委員会運営状況報告書について、企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。	平成17年6月16日の企画専門調査会第10回会合において、平成16年度食品安全委員会運営状況報告書（案）について審議を行い、7月7日の第102回委員会会合においてこれを決定した。
	② 平成18年度食品安全委員会運営計画の作成（平成18年2～3月ごろ） 平成18年度食品安全委員会運営計画について、企画専門調査会において審議した上	平成17年度食品安全委員会運営計画に基づき、平成18年2月に開催予定の企画専門調査会において審議した上で、委員会において取りまとめる。
第3 食品健康影響評価の実施	1 食品健康影響評価に関するガイドラインの策定 危害要因ごとの食品健康影響評価に関するガイドライン（評価基準、評価指針、評価の考え方）について、具体的な策定スケジュールを取りまとめた上で、計画的に策定を進める。 特に、平成16年12月に委員会が自ら食品健康影響評価を行うことを決定した食中毒原因微生物に係る評価ガイドラインについて、17年度中を目途に策定する。 また、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品の安全性評価基準（仮称）」について、計画的に策定を進める。 なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、17年度から開始する食品健康影響評価技術研究を活用する。 2 委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の定期的な点検・検討 委員会において一元的に収集・整理された危害情報に関する科学的知見又は食の安全ダイヤル等を通じて国民から寄せられた危害に対する科学的情報及び当該危害に対するリスク管理機関の対応状況等を定期的に整理するとともに、これらについて、適宜、その分野に関する専門的な知識を有する専門委員の意見等を聴取する。 これらの情報・意見等をおおむね6ヶ月ごとに企画専門調査会に報告し、同専門調査会の検討結果を踏まえ、委員会は、リスク管理機関からの要請を待つことなく、自ら食品健康影響評価を行う案件を決定する。 また、食品健康影響評価を行うに至らない情報等についても、国民の理解の促進を図る必要があると考えられる場合には、ファクトシートを作成し、わかりやすく解説する。 なお、委員会は、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認める場合には、企画専門調査会の報告がなくても、自ら食品健康影響評価に着手することができる。 3 現在、リスク管理機関から食品健康影響評価を求められている案件の処理 既にリスク管理機関から食品健康影響評価を要請されている案件については、提出された資料の精査・検討等を行い、科学的かつ中立公正な食品健康影響評価を着実に実施する。 平成16年度までに食品健康影響評価を要請された案件については、その要請の内容等にかんがみ、評価基準の策定が必要がある場合や、評価に必要な情報が不足している場合等特段の事由があるときを除き、17年度中に食品健康影響評価を終了できるよう努める。 ただし、各専門調査会における検討の結果、追加資料が要求されたもの等については、リ	本年度は、微生物・ウイルス合同専門調査会において「食中毒原因微生物のリスク評価指針」の策定について審議を進めている。 なお、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定に当たり研究を行う必要があるものについては、平成17年度から開始した食品健康影響評価技術研究を活用することとしており、本年度については、7研究領域8課題を決定するとともに、平成18年度の研究事業として5研究領域を採択した。 ※具体的な研究領域及び課題については、4頁の「5 食品健康影響評価技術研究の推進」を参照 平成17年9月1日の企画専門調査会第11回会合において、委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件候補について点検・検討を行い、「動物用医薬品（成長ホルモン剤、成長促進剤）」、「メキシコ、チリ、中国産牛肉等」、「ビタミンAの過剰摂取」及び「臭素酸カリウム」については、11月7日に開催した第12回会合において更に調査審議を行い、案件候補として「メキシコ、チリ、中国産牛肉等」について委員会に報告することを決定した。 また、「動物用医薬品（成長ホルモン剤、成長促進剤）」、「ビタミンAの過剰摂取」及び「臭素酸カリウム」については、情報を整理し公表することとした。 さらに、委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、微生物・ウイルス合同専門調査会において「食中毒原因微生物のリスク評価指針」の策定について審議を進めている。 本年度においては、厚生労働省及び農林水産省から、88品目について食品健康影響評価の要請を受けている。平成15年度及び平成16年度に評価要請を受けたものも含め、各専門調査会及び委員会において、着実に食品健康影響評価を行い、62品目について評価結果を取りまとめ、各省に通知している。

スク管理機関からの関係資料の提出後に検討する。 また、清涼飲料水に関しては、検討すべき対象物質が膨大であるため、リスク管理機関からデータが提出されたものから順次、計画的に食品健康影響評価を進める。 さらに、委員会が自ら食品健康影響評価を行うこととされた食中毒原因微生物に関しては、17年度中を目途に食品健康影響評価に関するガイドラインを策定した上で、評価対象の優先順位付けを行い、優先度の高いものから順次、評価作業を進める。	
4 食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査 委員会の行った食品健康影響評価の結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかを把握するため、厚生労働省、農林水産省及び環境省に対し、平成17年度中に2回、食品健康影響評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を調査する。当該調査の結果については、17年9月ごろ及び18年3月ごろを目途に取りまとめ、それぞれ委員会会合において報告する。	平成16年10月から17年3月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した評価品目（7分野46品目）及び前回までの調査において具体的な管理措置が講じられていなかった評価品目等（4分野22品目）について、その評価結果が食品の安全性の確保に関する施策に適切に反映されているかどうかを把握するため、各省に対し、評価結果に基づく施策の実施状況に関する3回目の調査を行い、17年10月27日の第117回委員会会合においてその結果を報告した。 また、今後、4回目の調査として、17年4月から9月までの間に食品健康影響評価の結果を通知した品目等について調査する。
5 食品健康影響評価技術研究の推進 主体的かつ効率的に食品健康影響評価を行うため、研究テーマを設定し公募を行う「テーマ設定型」の競争的研究資金制度を導入し、食品健康影響評価に関するガイドラインの策定等に資する研究として、食品健康影響評価技術研究を開始する。	平成17年度の食品健康影響評価技術研究の研究課題については、平成17年9月1日の食品安全委員会第109回会合において、次の7領域8課題が研究課題として決定された。 平成17年度食品健康影響評価技術研究の採択課題一覧 ① 領域名：化学物質の発がんリスクの評価法に関する研究領域 課題名：環境化学物質の発がん性・遺伝毒性に関する検索法の確立と閾値の検討 ② 領域名：食品の容器包装・器具のリスク評価法に関する研究領域 課題名：器具・容器包装に用いられる合成樹脂のリスク評価法に関する研究 ③ 領域名：プリオンに起因するリスクの評価法に関する研究領域 課題名：BSEにおける脊柱・筋肉内神経組織のリスク評価と経口摂取βシート蛋白の体内動態 ④ 領域名：微生物・ウイルスの定量的リスク評価及び薬剤耐性菌のリスク評価に関する研究領域 課題名：多剤耐性サルモネラの食品を介した健康被害のリスク評価に関する研究 ⑤ 領域名：タンパク質等食品成分のアレルギー発現性の評価法に関する研究領域 課題名：免疫細胞生物学的・構造生物学的手法を用いた食品成分のアレルギー発現性評価法の研究 ⑥ 領域名：食品に関連するリスクの定量的評価法に関する研究領域 課題名：定量的リスク評価に応用可能な手法の探索、分析及び開発に関する研究 ⑦ 領域名：食品安全分野のリスクコミュニケーションの手法等に関する研究領域 課題名：効果的な食品安全のリスクコミュニケーションのあり方に関する研究 課題名：食品災害時のリスクコミュニケーションの実態調査（風評被害を含む）及び

		災害の性格分類 平成18年度の食品健康影響評価技術研究の研究領域については、平成18年1月12日の食品安全委員会第126回会合において、次の5研究領域が決定された。 ① 化学物質系研究領域 ・化学物質の定量的毒性評価法に関する研究領域 ② 生物系研究領域 ・食品に起因するV C J Dのリスク評価のための効果的B S Eサーベイランス手法の開発に関する研究領域 ・食品に起因する病原微生物のリスク評価法に関する研究領域 ③ 新食品等研究領域 ・健康食品等の安全性評価法に関する研究領域 ④ リスクコミュニケーション研究領域 ・リスクコミュニケーションの情報提示方法、言語表現等に関する研究領域
第4 リスクコミュニケーションの促進	1 意見交換会等の開催 食の安全に関するリスクコミュニケーションについては、平成16年7月に「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を取りまとめたほか、現在、リスクコミュニケーション専門調査会において効果的なリスクコミュニケーションの推進を図るための手法の開発等に関する審議を行っているところであり、これらを踏まえ、17年度においても、関係府省が連携して全国各地で意見交換会を30回程度開催する。 この意見交換会においては、引き続きB S E等国民の関心が高いテーマや関係者相互間の考え方が著しく乖離しているものを取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても引き続き関係者への浸透・定着を図る。 また、都道府県等の地方公共団体からの要望を踏まえ、地域バランスを考慮しつつ、地方公共団体との共催による意見交換会を10回程度実施する。 このほか、委員会が行う食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い案件については、意見聴取会等を開催する。	本年度は、昨年度に引き続き「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」を踏まえ、関係各省と連携して全国各地で52回の意見交換会を開催している。 これらの意見交換会においては、残留農薬等のポジティブリスト制度及び遺伝子組換え農作物などのほかに、委員会が行った食品健康影響評価のうち、特に国民の関心が高い魚介類等に含まれるメチル水銀及び米国・カナダ産牛肉等をテーマとして取り上げるとともに、リスク分析手法の考え方についても関係者への浸透・定着に努めている。 また、地方公共団体との連携を強化し、全国的なリスクコミュニケーションの更なる推進を図るため、地方公共団体との共催による意見交換会を5回（富山県、石川県、岐阜県、栃木県及び北海道）開催している。 今後も、リスクコミュニケーション専門調査会の議論を踏まえ、意見交換会を開催することで、より効果的なリスクコミュニケーションの推進を図る。 このほか、食品健康影響評価に関する審議結果案43案件について、国民からの意見・情報の募集を行い、必要に応じて、意見の反映を図った。
	2 全国食品安全連絡会議の開催（平成17年9月ごろ） 委員会と地方公共団体との緊密な連携や情報の共有化を図るため、全国127自治体（都道府県、保健所設置市（政令指定都市、中核市を含む。）及び特別区）との連絡会議を開催する。 この連絡会議においては、主としてこれまでの委員会の運営状況について説明を行いながら理解と協力を求めるとともに、今後の食品安全行政の参考に資するため、地方公共団体における先駆的な取組等について報告を受け、幅広い観点から意見交換を行う。	平成17年9月16日に平成17年度全国食品安全連絡会議を開催し、魚介類に含まれるメチル水銀のリスク評価結果についての講演、メチル水銀に関するリスクコミュニケーションを例として情報提供・意見交換の在り方について考えるパネルディスカッション、委員会や地方公共団体（横浜市及び大分県）の取組についての報告を行った後、意見交換を行った。 今後も引き続き、委員会からの情報発信をはじめリスクコミュニケーションについて、地方公共団体との更なる連携を図る。
	3 食品安全モニターの活動 食品安全モニター470名に対し、委員会が行った食品健康影響評価の結果に基づき講じ	平成17年度食品安全モニターについては、平成17年4月1日に応募総数1,100名の中から470名（うち再依頼者143名）を依頼し、食品安全行政等に関す

	られる施策の実施状況や食品の安全性等に関して、日常の生活を通じて気付いた点等についての報告を求めるとともに、地域への情報提供等について協力を依頼する。 また、食品安全モニターとの情報・意見の交換を図るため、平成17年6月ごろを目途に、北海道、東北地域、関東地域、北陸・東海地域、近畿地域、中国・四国地域、九州・沖縄地域等の地域別に、食品安全モニター会議を開催する。	る意見等について514件の随時報告を受け付け、関係行政機関にも回付するとともに、毎月、委員会会合において報告している。さらに、「食の安全性に関する意識等について」の課題報告を実施し、その結果について委員会に報告するなど、委員会の取組のための参考としている。 また、食品安全モニターに対し委員会の取組等について知識と理解を深めていただくとともに、意見交換を行うため、平成17年6月3日から7月6日までに、全国7会場で10回（東京3回、大阪2回、札幌、仙台、名古屋、岡山及び福岡各1回）の食品安全モニター会議を開催した。 今後も引き続き、委員会の取組に資するよう、適切なテーマ設定による課題報告の実施等に努めていく。
	4 情報の提供・相談等の実施 国民に対し、正確でわかりやすい情報を迅速かつ適切に提供するため、国民の関心や提供した情報の理解・普及の状況を把握しつつ、ホームページの充実や季刊誌の発行に努めるとともに、食の安全ダイヤルを通じた一般消費者からの相談や問合せについての対応を引き続き行う。 また、BSE等国民の関心が高いテーマについて、正確でわかりやすい情報の発信に努める。特に、一般国民に対する報道の重要性を踏まえ、マスメディア関係者との間で定期的に意見交換を行うことなどにより、適時適切な情報の提供に努める。	委員会のホームページについては、本年度において、トピックスとして、BSE及びvCJD（米国及びカナダから輸入される牛肉等に関する食品健康影響評価に関するプリオン専門調査会の審議状況等）、鳥インフルエンザ、食中毒についてのページ及びファクトシート（「アクリルアミド」、「Q熱」及び「妊婦のアルコール飲料の摂取による胎児への影響」）などを随時更新するとともに、魚介類等に含まれるメチル水銀に関する食品健康影響評価や米国・カナダ産牛肉等に関する食品健康影響評価についてのQ&Aやその評価に関するポイントを新たに掲載するなど、わかりやすい情報発信に努めている。これに加えて、紙媒体によるわかりやすい情報発信を図るため、季刊誌「食品安全」を発行し、遺伝子組換え食品のリスク評価、我が国におけるBSE対策、魚介類等に含まれるメチル水銀についての食品健康影響評価及び米国・カナダ産牛肉等に関する食品健康影響評価等について掲載した。 また、食の安全ダイヤルを通じて、一般消費者等から本年度において623件の相談や問合せを受け付け、多く寄せられる質問等については、毎月、Q&Aを作成し、ホームページに掲載している。 さらに、平成17年6月、10月及び12月にマスメディア関係者との間で意見交換を行ったところであり、引き続き定期的に行う。 今後も引き続き、ホームページ掲載内容の更なる充実、季刊誌における適切なテーマの設定等に努めていく。
	5 リスクコミュニケーションに係る事務の調整 委員会及びリスク管理機関のリスクコミュニケーションに関する計画について、その整合性等を保つ観点から、毎月2回程度、関係府省の担当者によるリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、必要な調整を行う。	本年度においては、毎月2回程度、リスクコミュニケーション担当者会議を開催し、委員会及びリスク管理機関が開催する意見交換会の開催の時期、テーマ、具体的内容、方向性等について必要な調整を行っている（20回開催）。 今後も引き続き、リスク管理機関との連携を図りながら、食品に関するリスクコミュニケーションの推進に必要な調整を行う。
第5 緊急の事態への対処	1 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定（平成17年4月中） 基本的事項に基づき、既に策定された「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成16年4月15日関係府省申合せ）を踏まえた危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、食中毒による緊急事態等が発生した場合における国の対処の在り方等を定める食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。	平成17年3月17日の緊急時対応専門調査会第10回会合における審議結果を踏まえ、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して4月21日付で食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱を策定し、同日の第91回委員会会合においてこれを報告・公表した。

	2 食品安全委員会食中毒緊急時対応指針（仮称）の策定（同年4月中） 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定に伴い、食中毒による緊急事態等が発生した場合における委員会の対処の手順等について、緊急時対応専門調査会及び委員会における審議結果を踏まえ、委員会において食品安全委員会食中毒緊急時対応指針（仮称）を策定し、公表する。 3 他の危害要因に関する個別の緊急時対応マニュアルの検討・策定 食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱の策定後、基本的事項に基づき、緊急事態等の発生の原因となり得る食中毒以外の主要な危害要因ごとの個別の緊急時対応マニュアルの策定について検討する。 具体的には、緊急時対応専門調査会をおおむね1～2ヶ月ごとに開催し、同専門調査会において、個別の緊急時対応マニュアルを策定すべき危害要因の特定及び優先順位付けを行い、その後、当該危害要因ごとに個別の緊急時対応マニュアルの検討を行い、委員会において審議した上で、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して策定し、公表する。	平成17年3月17日の緊急時対応専門調査会第10回会合における審議結果を踏まえ、4月21日の第91回委員会会合において、食品安全委員会食中毒緊急時対応指針を策定し、公表した。 平成17年6月22日の緊急時対応専門調査会第12回会合以降、過去の食品事故等に関わる対応事例についてのケーススタディを行いながら、食中毒以外の主要な危害要因ごとの緊急時対応マニュアルの策定について検討を重ねたが、12月12日の第16回会合において、食中毒以外の危害要因については、個別に作成する必要はなく、普遍的な事態に対応できる一本化した緊急時対応マニュアルとするため、「食品安全関係府省食中毒緊急時対応実施要綱」及び「食品安全委員会食中毒対応指針」を改訂することとし、引き続きその作業を行っているところである。
第6 食品の安全性の確保に関する情報の収集、整理及び活用	1 関係各省等との情報の共有のシステム化及び食品安全モニターからの報告等のデータベース化 委員会が収集する国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するデータベースシステムとして、平成16年度から18年度までの3年間で、順次、「食品安全総合情報システム」を整備することとしている。 平成17年度においては、以下のスケジュールにより、 - 関係機関相互の連携により、食品の安全性の確保に関する情報を迅速かつ効率的に交換・共有するためのシステム（共有情報システム） - 食品安全モニターからの報告等を通じて収集した情報・意見を蓄積・整理するモニター情報等データベースを構築する。 ① 共有情報システム及びモニター情報等データベースに係る仕様書の作成（平成17年5月ごろ） ② 共有情報システム及びモニター情報等データベースに係る契約手続（同年6月ごろ） ③ 共有情報システム及びモニター情報等データベースの構築（同年7～12月ごろ） ④ 共有情報システム及びモニター情報等データベースの運用開始（平成18年2月ごろ） 2 国際会議等への参加 コーデックス委員会（Codex Alimentarius Commission）各部会、経済協力開発機構（OECD）タスク・フォース会合、国際獣疫事務局（OIE）総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣する。 また、これらの国際会議等に関する情報については、必要に応じ、委員会に報告するなど、情報の共有及び発信に努める。	委員会が収集する国内外の食品の安全性の確保に関する情報を蓄積・整理するデータベースシステムである「食品安全総合情報システム」を昨年度からの3年間で構築することとしており、本年度においては、昨年度中に構築した文献情報及び危害情報データベースについて、平成17年6月1日より委員会のホームページ上で運用を開始している。 平成17年度に構築を予定している共有情報システム等については、平成17年10月に契約を締結し、平成18年1月現在、構築作業中である。3月以降に試験運用を経て運用開始に入る予定。 本年度においては、コーデックス委員会各部会、OECDタスク・フォース、OIE総会その他の食品の安全性に関する国際会議等に委員等を派遣し（21回）、必要に応じ情報の共有を図っている。 今後も引き続き、これら国際会議等に委員等を派遣し、必要に応じ、情報の共有及び発信に努める。
第7 食品の	以下に掲げる分野ごとに、調査の内容等について検討し、平成17年6月ごろまでに、1	次の分野ごとに調査課題を選定し、平成17年度中の調査結果取りまとめに向けて

安全性の確保に関する調査	7年度に実施すべき調査課題を選定する。 なお、年度の途中において緊急に調査を実施する必要がある場合には、随時、調査課題を選定する。 ① 国内外の危害に関する情報の収集・整理・分析に関する調査 ② 食品健康影響評価を実施するために必要な毒性試験データ等の収集 ③ リスク管理の実施状況を的確に把握するために行う、市販されている食品等の安全性の実態調査 ④ 毒性発現メカニズムの解析、危害の分析手法の確立等食品健康影響評価の的確な実施に必要な科学的知見の蓄積 ⑤ 委員会が開催した意見交換会を評価・検証するとともに、欧米諸国等におけるリスクコミュニケーションの最新の事例等について調査	調査を実施しているところ。 ① 危害情報の収集・整理・解析 ② 評価に必要な毒性データ等の収集 ③ 流通過程の食品のモニタリング調査 ④ 危害要因の分析手法の確立等に関する調査 ⑤ リスクコミュニケーションに関する調査
---------------------	--	--